

## 第7回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成20年3月7日（金）14:00～16:00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会副会長	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	欠席
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学経済学部観光学科 教授	
	事務局	土橋一文	和歌山県県土整備部都市住宅局長
松本兼一		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
坂口唯之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
永田和之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
坂井信行		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所次長	
	絹原一寛	(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任	

### ○ 議事

#### ① 和歌山県景観計画（素案）について

委員A : これまで検討してきた景観条例の特徴として、県下を区域に区分したこと、また独自の施策として公共事業景観形成指針（第9条）や景観資源の登録（第10条）を盛り込んだことが挙げられるが、景観計画にはそれらが触れられていない。これらの条例の考え方を景観計画にも盛り込むべきではないか。

景観重要建造物・景観重要樹木についても具体的にどう指定するのか、また景観資源の登録をどうするのか、といった推進の仕方も明らかにすべき。

事務局 : 指定・登録の仕方については要綱を定めていきたいと考えている。公共事業景観形成指針は現在作成に向けて取り組んでいるところ。

委員B : ご意見の趣旨は、景観計画が景観法に関することのみを記載しており、県民

にとっても分かりにくく、県として景観形成を推進するための計画として関連する施策もあわせて書いておいた方が良い、ということ。

委員C : 資料の(景観計画素案)で、「特定景観形成地域」は「特に重要と認める地域として指定する」としているが、これは、全県の中でも特に重要なので取り出して指定するのか、あるいは地域の特性に応じて区分して指定していくという考え方なのか。現在の記述では前者でしかもかなり指定へのハードルが高いような印象を受けた。今後どのようなところを追加指定しようと考えておられるのか、もあわせて教えて頂きたい。

事務局 : 本来は市町村が景観行政団体となって取り組んでいくことが望ましいのだが、時間を要するので、その間は県がその役割を担っていくことになる。特定景観形成地域としては、特に緊急性が高いもの、保全に向けた重要度が高いものを指定したい。資料に記載しているように他の世界遺産の地域などを想定している。

委員D : 『特定景観形成地域』は順次追加指定を行い、本計画による景観形成の取り組みの拡大を図る」とあるが、ここでは区域の考え方の記載にとどめ、取り組みを拡大していくという考え方については方針の中で書く方がよい。

景観形成の方針は淡々と書くタイプも密度濃く書くタイプもあるが、法定計画であるという性格上そこで書かれている内容は重みも加わるものであり、基準で書ききれない部分は方針に位置づけ、周知を図るという方法もある。

基準についても、現在の案では「・・・配慮する」という表現で幅のあるものとなっているが、どのような使い方をしていこうとしているのかが分かりにくい。変更命令を出すことも想定しているのか、あるいは一定の幅を持って柔軟な対応を取っていくのか。前者であればしっかりとした客観的な基準が求められる。そのあたりのスタンスはいかがか。

事務局 : 景観計画区域全域の基準はあくまでもネガティブチェックであり、変更命令まで出すことは難しいのではないかと考えている。特定景観形成地域ではきめ細かい基準を設定していきたい。

委員B : 仮に基準にそぐわないものが出てきた際にどのように対処するのか、事前協議のような形で調整を図るのか、あるいは変更命令も含めた対応を取るのか、といった運用の内容が明らかにされていない、ということである。

事務局 : 実際の運用にはガイドラインを作成し対応したいと考えている。

委員D : どのような運用をしていくのかが見えないので分かりにくくなっているのではないか。県としてどのような体制で臨むのか、誰が意思決定をするのか、などどのように運用していくのか手続きも含めて明らかにしていきたい。

事務局 : 次回までには検討したい。

委員E : 確認だが、(行為の制限)で、建築物の届出対象が1,000㎡以上となっている

が、これは建築面積ということで良いか。なぜこのような設定をされたのか、考え方を補足頂きたい。また、風力発電施設はこの中でどこに該当するのか。

事務局 : 建築面積である。景観上大きな影響が出るものとして 1,000 m<sup>2</sup>以上とした。500 m<sup>2</sup>以上とすると相当な件数となる。風力発電施設は工作物に該当する。

委員B : 高さ 15m超という中で拾えるようになっている。

委員F : こうした届出が新たに発生すると、建物を建てる側としては遵守するのが大変ではないかと危惧している。土地所有者や建築主の負担にならないよう、また柔軟な運用がなされるように配慮願いたい。

また、届出にあたって近隣への同意などを要するものなのか。

事務局 : 事業者自らが周辺への配慮を考えていくことを基本としており、同意までは想定していない。

委員B : 届出自体はそれほどの件数にはならないようだが、届出時に要求する図面の内容によって負担も変わってくるだろう。そのあたりを危惧されているようだが、全ての行為を規制するといった誤解を与えないようにしなければならない。負担が明確になれば事業者もわかりやすい。

委員G : 世界遺産の地域では、世界遺産条例と各市町の条例、自然公園、それらの上に今回の景観条例が適用されることになると、全ての所管に対して届出等が必要になるのか。

ぜひとも、これら各所管部署の横の連携をして頂きたい。市町条例の所管部局では互いに連携して取り組んでおり、これと全く同等のものであれば重ねる意味が無いし、さらに高いものを求める内容であれば、地域住民との合意形成に苦労すると思う。

県だけではなく、市町村の参画が無いと実現できない。この委員会に市町村の担当職員を入れて意見を言ってもらえるような形がとれないか。

委員D : 既存の法令等で何が保全されているのか、を整理してはどうか。景観法は建築物・工作物を中心とした規制誘導で、例えば山肌のみを対象としたものはなかなかカバーできない。それぞれの制度の得意・不得意分野を明らかにすべき。

現在の案は都市部を意識したような形に見えるが、和歌山県は山地や農村の景観などが大半を占めるので、その特性に合わせたいわば観光型の発想が必要である。

届出の重複について話題が出たが、県と市町村でどのような分担を図っていくのか、その運用の仕方も整理してほしい。特に都市計画区域外の部分での運用が課題となるだろう。

委員H : 行為の制限は一般的に守ってほしいことを記載されているとのことだが、制限という感じがしない。特に「できる限り」というのは何を意味するのか。

事務局 : 詳細はガイドラインの中で考えていきたい。ゆくゆくは地域別の景観形成の

考え方も必要になるのではと思っている。

委員B : 現段階で数値などの定量的な基準は書きにくい状況にあるようで、それはすなわち運用の仕方にかかっているということである。今おっしゃられたように地域別の計画も平行して作っていかねばならないのではないかな。

委員H : 例えば、憲法の第9条で「できる限り平和を」といった記載がおかしいように、ベーシックな部分、必ず守ってほしい部分はきっちり書くべきだ。

委員I : (景観計画素案)の(景観形成の方針)で、実現に向けた取り組み方として「①景観の魅力を読み解き内外へと発信する」の最初に「地域の景観資源を保全し観光資源として活用する」とあるが、観光のために景観を活用するわけではなく、豊かな暮らしを支えるという思想がまずあるべき。景観の魅力を発信するのもそうしたことを実現するためである。

委員C : 今回検討している熊野参詣道(中辺路)は、資料記載の特定景観形成地域の①～④の考え方のどれに該当するのか。

また、特定景観形成地域は基準を上乗せし、民間事業者等に遵守してもらうこととしているのに、公共事業は全県共通の景観形成指針ということで良いのか。特定景観形成地域ではさらなる配慮が必要ではないか。

上乗せという表現を用いているが、これは届出対象の規模要件を下げることも含んだ表現なのか。また、いわゆる横出しも想定しているのか。そうであれば違う表現を用いた方が良いかもしれない。

事務局 : ①～④のどれか1つというわけではないが、主に①「山地や森林、河川(流域)、海岸など、骨格となる自然景観を有する地域」、②「古道・街道沿いの街並みが残る地域や歴史的な建造物が残る地域など、多様な時代の歴史や地域の文化が息づく景観を有する地域」に該当すると考えている。

特定景観形成地域についてもご指摘の通り、公共事業はよりきめ細やかな対応が必要と考えている。

上乗せについてはおっしゃった通り、よりきめ細やかに対応するという趣旨である。届出対象行為の対象を広げることも考えている。

委員D : 景観計画は現行の素案の通り、法の枠組みに沿った構成とするのか。あるいは、景観施策の全体像を示して県民にとっても分かりやすい構成とするのか。現在は前者で作成されているが、これまでの委員会でも出されていたような大事なことはきちんと計画の中に位置づけておく方が良いのではないだろうか。

委員F : 基準は定性的な表現となっているが、具体的に何を想定しているのか、別の機会が良いので説明頂きたい。

## ② 熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域について

委員B : 今回の資料には具体的な基準は提案されていないが、それは次回ということで良いのか。

事務局 : 現地調査のまとめがまだ完成しておらず、その作業を速やかに進めた上で提示したい。

委員A : (景観計画素案)に熊野参詣道(中辺路)における行為の制限の考え方が記載されているが、例えば近露集落の近くにある展望台からは集落の様子が視認できる。そうすると、「熊野古道から望む景観」として集落内の家屋も規制の対象となるのか。集落内の建築行為まで制限するとなると大変なことのように思う。

事務局 : 近露の集落などは「主要道路沿道の景観」あるいは「集落及びその近傍の景観」として取り扱うことになるのではと考えている。

委員B : 何を対象にどのような規制誘導を図るのか、を整理して分かりやすく示していく必要があるだろう。

委員C : 集落近傍では例えば里山などのように地元の方々に大事にされている、あるいはシンボルとなっているようなものもあると思われる。そうしたものはこの類型では出てこないで、地元の人へのヒアリングなどを通じて拾っていったはどうだろうか。

委員長 : この件について議論する時間が残り少ないので、次回にきちんと議論したいと思う。その際、どんな景観の何を守っていくのか、を運用のしくみとセットで示してもらえばいいだろう。

景観計画素案については、景観法の内容のみを記載し、それ以外は記載しないという形では分かりにくいというご指摘があった。県全体の施策の枠組みと景観計画の柱立てを合わせるなど、重複しても良いからある程度記載しておく必要がある。

行為の制限については、届出対象の規模は合意できたと思うが、実際にどのように運用していくのか、の中身が分かりにくいという意見が大半だった。次回には具体的な規制のイメージも合わせて示して頂くことが必要だ。

委員J : 第1回委員会の中で「高野山町石道では、放棄田から道に水が流れこんで歩き難くなっている場所がある」といった発言をしていたが、県世界遺産センター、町役場、関係者のご協力を得て、改善できたのでご報告しておきたい。

また、今後の維持作業はボランティア団体で取り組んでいただく動きになっている。